



保医発0406第1号  
平成23年4月6日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

東日本大震災及び長野県北部の地震に伴うレボチロキシナ錠50 $\mu$ g  
「サンド」（緊急輸入用）の医療保険上の取扱いについて

今般の東日本大震災及び長野県北部の地震の影響により、レボチロキシナ錠50 $\mu$ g「サンド」を緊急輸入しているところであるが、本製剤の医療保険上の取扱いについては、日本薬局方の表示がない場合であっても、薬事法（昭和35年法律第145号）上、同一のものとして製造販売承認されているレボチロキシナ錠50 $\mu$ g「サンド」と同様、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）別表に収載されている品名「㊟レボチロキシナトリウム錠」、規格「50 $\mu$ g1錠」、薬価「9.60円」として算定することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。